

玉 村 町 か ら 転 出 さ れ る 方 へ

転入の手続きは、**新しい住所に住み始めた日から14日以内に**、新住所の市区町村役場で行なってください。**(正当な理由がなく転入の手続きをしない場合、裁判所から過料が請求されることがあります。)**もしご都合により転出を取りやめたときには、必ず転出証明書と運転免許証などの身分証明書を持参の上、玉村町で転出を取り消す手続きをしてください。

新住所の市区町村役場での手続きで必要
 ①転出証明書 ②印鑑 ③身分証明書
 ④個人番号カード ⑤国民年金手帳 など

707	担当課	下記の要件に該当している方は手続きしてください	新住所地での手続き
1 階	住民課 (①窓口) 住民係・戸籍係	●印鑑登録者は、印鑑登録証 (赤い手帳又はプラスチック製カード) をお返してください。 ●お住まいの地区の区長に、転出する旨をお電話でご連絡ください。	新住所地で印鑑登録をしておしてください。詳しくは新住所地にお問い合わせください。
	住民課 (②窓口) 国保健康保険係 高齢者医療年金係	●国民健康保険加入者は、保険証は使用せずにお返してください。海外へ転出する国民年金加入者で、海外でも国民年金に加入したい場合は手続きが必要です。 ●福祉医療受給者は、受給者証は使用せずにお返してください。 ●後期高齢者医療被保険者は、負担区分等証明書をお受け取りください。	左記証明書を持参し、手続きをしてください。
	健康福祉課 (③窓口)	●介護保険被保険者証等が交付されている方は、お返してください。 ●介護保険の要介護認定を受けている方は、手続きをしてください。 ●身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証をお持ちの方は新住所地で手続きしてください。障害福祉サービスを利用している方は、手続きをしてください。	改めて手続きをしてください。
		●特別児童扶養手当受給者は、住所変更の手続きをしてください。	詳しくは新住所地にお問い合わせください。
税務課 (④⑤窓口)	●各種税金の納付状況を確認してください。裏面をご覧ください。		
2 階	都市建設課 (①窓口)	●町営住宅にお住まいだった方は、手続きをしてください。	
3 階	学校教育課 (①窓口)	●公立小・中学校の児童生徒は、今までの学校から在学証明書と教科用図書給与証明書をお取りください。	左記証明書を持参し、新住所地で手続きをしてください。
		●玉村幼稚園に通っている場合は、直接幼稚園にご連絡ください。	
	子ども育成課 (②窓口)	●児童手当受給者は、「消滅届」(世帯全員で転出、受給者だけが転出) または「別居監護の申立書」(子どもが転出) の手続きをしてください。受給者だけが国外転出される場合は、国内に残る配偶者が新たに認定請求の手続きをしてください。	改めて手続きをしてください。
		●児童扶養手当受給者は、児童扶養手当の転出手続きをしてください。 ●保育所 (園)、認定こども園に通っている等保育認定を受けている、放課後児童クラブ利用者の場合は、町内外の施設にかかわらず手続きが必要です。	児童扶養手当の転入手続きをしてください。 継続して保育所 (園)、認定子ども園に通いたい方は、利用申し込みをしてください。
こどもまんなかセンター にじいろ	●妊婦一般健康診査受診票が発行されている方は、新住所地で手続きをしてください。 ●6歳 (就学前) までのお子さんがいる方で予防接種の予診票が発行されている方は新住所地で差替えの手続きをしてください。玉村町が発行した予診票は使えません。	新住所地で手続きをしてください。	
上下水道課水道庁舎	●停水・精算の手続きを行ってください。(直通電話 0270-65-6691)		